

第 30 号議案

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件
 神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例

神戸フィッシャリーナ条例（平成13年 7 月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第 1（第 6 条関係）					別表第 1（第 6 条関係）				
継続係留又は一時係留の別及び施設の種類			係留するプレジャーボートの長さ	使用料（1 区画につき）	継続係留又は一時係留の別及び施設の種類			係留するプレジャーボートの長さ	使用料（1 区画につき）
継	簡	6 メ	[略]	1 月に	継	簡	6 メ	[略]	1 月に
続	易	一 ト		つき	続	易	一 ト		つき
係	係	ル バ		<u>19,140</u>	係	係	ル バ		<u>16,500</u>
留	留	一 ス		円	留	留	一 ス		円
	施	7 メ	[略]	1 月に		施	7 メ	[略]	1 月に
	設	一 ト		つき		設	一 ト		つき

以外の施設	ルバース		<u>21,670</u> 円
		[略]	1月につき <u>24,200</u> 円
	8メートルルバース	7.5メートル以下	1月につき 26,400 円
		7.5メートルを超え8メートル以下	1月につき 27,500 円
	9メートルルバース	[略]	1月につき <u>33,220</u> 円
		[略]	1月につき <u>36,300</u> 円
12メートルルバース	[略]	1月につき <u>43,340</u> 円	
	[略]	1月につき	

以外の施設	ルバース		<u>18,750</u> 円
		[略]	1月につき <u>21,000</u> 円
	8メートルルバース		1月につき 21,000 円
	9メートルルバース	[略]	1月につき <u>28,750</u> 円
		[略]	1月につき <u>31,500</u> 円
12メートルルバース	[略]	1月につき <u>37,500</u> 円	
	[略]	1月につき	

			<u>47,630</u> 円
		[略]	1月につき <u>51,920</u> 円
	15メートルバース	[略]	1月につき <u>60,060</u> 円
		[略]	1月につき <u>64,680</u> 円
		[略]	1月につき <u>69,300</u> 円
	簡易係留施設		1月につき <u>9,680</u> 円
一時係留		[略]	1日につき <u>3,630</u> 円
		[略]	1日につき

			<u>41,250</u> 円
		[略]	1月につき <u>45,000</u> 円
	15メートルバース	[略]	1月につき <u>52,000</u> 円
		[略]	1月につき <u>56,000</u> 円
		[略]	1月につき <u>60,000</u> 円
	簡易係留施設		1月につき <u>8,400</u> 円
一時係留		[略]	1日につき <u>3,150</u> 円
		[略]	1日につき

		<u>6,050</u>			<u>5,250</u>
		円			円
	[略]	1日に		[略]	1日に
		つき			つき
		<u>9,680</u>			<u>8,400</u>
		円			円
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

理 由

神戸フィッシャリーナの使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。